

# 入院時の食事負担額及び生活療養標準負担額の変更について

今般の光熱費及び食材費の高騰を受け、厚生労働省より入院時食事・生活療養費に関する改正が行われました。

つきましては、令和8年6月1日より患者様のご負担額が下記のとおり変更となります。

※ 全医療機関共通の負担額変更となります。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

入院時の食事療養費 [患者様負担額] (1食につき)			
70歳未満	70歳以上	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	510円/1食 指定難病 300円/1食	550円/1食 指定難病 330円/1食
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分工	一般		
区分才	低所得者Ⅱ	240円/1食 <長期入院該当190円/1食>	270円/1食 <長期入院該当220円/1食>
	低所得者Ⅰ	110円/1食	130円/1食

65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養費標準負担額 (指定難病の方は除く)		
	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
療養病棟及び回復期リハビリテーション病棟に入院している65歳以上の患者様	370円/日	430円/日